

# 民主化以降韓国の国會議員選挙

—小選挙区比例代表並立制の制度的効果を中心に<sup>(1)</sup>—

浅羽祐樹

(ソウル大学)

## はじめに

2004年4月15日に実施された第17代国會議員選挙（以下、総選挙と略す）は、盧武鉉大統領に対する弾劾訴追案が国会で議決されるなど、韓国憲政史上例のない状況の下で実施されたという選挙過程以外にも、以下の4点において画期的なものだった。まず第1に、選挙の結果、大統領所属党（president's party）<sup>(2)</sup>の開かれたウリ党（ウリ党）がハンナラ党を抑え、第1党の地位だけでなく過半数の議席を確保した点である。いわゆる「与大野小」の出現である。民主化以降第17代以前に実施された4回の総選挙では、一度の例外なく、「与小野大」が常であった。第2に、行政府（大統領）と立法府（国会）を占める政治勢力が両方ともウリ党で一致したという点である。いわゆる「統合政府（united government）」の出現である。これまでには、選挙後に政界再編されることがあったとはいえ、「分割政府（divided government）」が選挙結果に表れた民意であった。第3に、ハンナラ党は第1党の地位と過半数議席をウリ党に許したとはいえ、当初の目標だった改憲阻止議席（100）を大幅に上回る121の議席を獲得した。ウリ党とハンナラ党だけで全議席（299）の91.3パーセントを占める計算になり、事実上、2大政党制が出現した様相を呈している。第4に、進歩政党の民主労働党（民労党）が初めて院内に進出しただけでなく、伝統的な新千年民主党（民主党）や自由民主連合（自民連）を制して一気に第3党の地位に躍進したという点である。

以上の4点は、大統領に対する弾劾訴追案の国會議決以降改めて注目されるようになった行政府と立法府の関係<sup>(3)</sup>、立法府の院内構成や政党システム（party system）に関する問い合わせを提起して

いる。いずれの問い合わせにおいても、選挙制度が深く関わっている。象徴的な例を一つだけ挙げておく。今回、民労党は地区区で2議席、比例区で8議席、合計で10議席を獲得した。ところで、今回初めて導入された1人2票制（two-ballot system）が導入されておらず、比例区での議席配分が政党に対する投票ではなく從来通り候補者に対する投票にしたがって行われていたとすると、配分される議席数は実際の半分の4議席になる。また、仮に、1人2票制が導入されていたとしても、比例区の議席の配分を受けるためにクリアしなければならない進入障壁（threshold）が実際の得票率の3%ではなく2%だったとしたら<sup>(4)</sup>、比例区で配分される議席数は7となる。その場合、2.8%の得票率に終わり比例議席に与れなかった自民連は逆に2議席を獲得し、自民連の比例名簿第1位だった金鍾泌総裁は韓国憲政史上初の10選を達成していたはずだった。

従来、韓国政治の研究において、政治文化や政治構造といったマクロな要因が重視されてきた。選挙結果の分析においても、マクロな歴史的変化によって叙述してきた。例えば、金鍾泌総裁の落選という今回の選挙結果は、近代化勢力の退場でありポスト3金時代の本格的な幕開けとして理解されただろう。ところで、金鍾泌総裁は第13代総選挙から第15代総選挙では地区区（扶余郡）で当選してきたが、第16代総選挙では比例区で当選している。今回も、比例区から立候補していた。どの選挙区からでも立候補できた金鍾泌総裁が比例区を選択するようになったのは、政治的アクターの戦略が選挙制度と戦略的環境の変化によって大きく左右されているからである。第16代総選挙以降、地域主義の影響が衰えた忠清道を基盤にする小政党の自民連の総裁にとって、地区区

よりも比例区での立候補の方が、同じ再選という目的を達成する上で有利であると判断されるようになったのである。このように、政党も候補者も有権者も、一定の選挙制度の下では、それなりのインセンティブが与えられ、それに応じて政治的なアクターの戦略と行動が変わるため、選挙制度に焦点をあてて韓国政治を研究することが重要である。

また、選挙制度の研究においても、韓国の事例は重要である。民主化以降韓国の選挙制度は、最近世界的に注目を集めている混合型の選挙制度(mixed-member electoral system)の一種の小選挙区比例代表並立制である。すでに5回の総選挙が基本的には同一の選挙制度の下で実施されているため、実証研究のためのデータが豊富である。にもかかわらず、残念ながら、今日まで研究上の不毛地帯にとどまっている。また、衆議院議員選挙において並立制を採用している日本にとって、韓国の選挙制度を実証的に研究し制度運営の比較を行うことは、民主政治のガヴァナンスを向上させる上でも欠かせない。そのため、本稿では、混合型の選挙制度の一つとして韓国の事例を扱い、その制度的効果を計量的に分析することで、比較研究に資すデータを提供することを目的としている。

本稿は次のように構成される。第1節では、先行研究を検討し、混合型の選挙制度を評価する上で必要な理論的な枠組みを提示する。第2節では、民主化以降の韓国の選挙制度の変遷を解説する。第3節では、歴代の選挙結果を概略する。第4節では、混合型の選挙制度の制度的効果を理解するために、まずは比例区だけを別に検討する。第5節では、地域区だけを別に検討する。こうして比例区と地域区で別々に制度的効果を検討することで、混合型の選挙制度の制度的効果に対してはじめて全般的な評価を行うことができる。第6節では、本稿全体を要約しつつ混合型の選挙制度に対する全般的な評価を行い、そこから政党システムの今後の展望にとっての含意を導き出す。

## 1. 先行研究の検討

混合型の選挙制度とは、何らかのかたちで、小選挙区制と比例代表制という原理的に相異なる代表観に基づく二つの選挙制度を組み合わせたもののことである。日本の衆議院議員選挙制度のように、両者がそれぞれ独立して別々に行われ、その結果が連動しない場合、一般に小選挙区比例代表並立制という。韓国の選挙制度も、基本的には、同じ並立制である。他方、ドイツやニュージーランドのように、両者の結果が連動する場合、一般に併用制という。並立制であれ併用制であれ、混合型の選挙制度は最近、日本・ニュージーランド・イタリアのような従来からの民主主義諸国やロシアなどのポスト社会主義諸国によって採用される事例が増えるなど、憲法工学的にも学問的にも多くの関心を集めている。

混合型の選挙制度については、シュガルトとヴァッテンベルグによる先行研究<sup>(5)</sup>が最も体系的かつ包括的である。彼らはまず、混合型の選挙制度とは、候補者の名前に対する投票(nominal vote)と政党の名簿に対する投票(list vote)が別々に行われ、それらが何らかのかたちで組み合わされたものであると定義する。その上で、それは、19世紀型の選挙制度である小選挙区多数制と20世紀型の比例代表制の長所を結合させた21世紀型の選挙制度ではないかと問題を提起している。数多くの事例を検討した結果、慎重ながら、「二つの世界のベストの組み合わせ(the best of both worlds)」ではないかと結論づけている<sup>(6)</sup>。残念ながら、彼らの国際的な比較共同研究では韓国の事例は検討されていない。本稿では、その抜け落ちた輪(missing link)を補完し、比較研究に資すデータを提供する。

そもそも、本来、完全な選挙制度はありえない。一方では、小選挙区多数制(Single-Seat Districts Plurality System)は、政党システムの安定性、政策立案の効率性、地域代表性、そして責任の所在の明確さという点において、選挙制度上最も早い時期に考案され長い間用いられてきたが、必然的に多くの死票を生み出さざるをえないため

批判も絶えなかった。他方では、比例代表制 (Proportional Representation System) は、新生政党や小政党にも得票率に応じて一定の議席を配分することで代表の衡平性 (proportionality) を高める選挙制度として、20世紀に入って多くの諸国で用いられるようになったが、小政党の乱立による政局不安が常に憂慮された。つまり、政党システムの安定性と代表の衡平性の間には同時には決して両立しえないディレンマが存在するため、小選挙区多数制の長所は比例代表制の短所であり、小選挙区多数制の短所は比例代表制の長所とされてきたわけである。

混合型の選挙制度は政党システムの安定性と代表の衡平性という2匹のドジョウを一度に両方得ようとする野心に満ちた選挙制度である。例えば、小選挙区多数制だけが存在する場合には、仮にその趣旨通りに政党システムの安定性が実現されたとしても、代表の衡平性は死票の存在によってある程度犠牲にならざるをえないことがそもそも最初から折込み済みである。そこで、そこに比例代表制が結合されるならば、代表の衡平性は以前よりも高められなければならないことは言うまでもない。比例代表制との結合によって、小選挙区多数制だけが存在する場合よりも代表の衡平性がむしろ悪化するとすれば、それは本末転倒である<sup>(7)</sup>。混合型の選挙制度における比例代表制の存在理由は、あくまでも代表の衡平性を高める点にあるからである。同時に、代表の衡平性だけを過度に高めるあまり、政党システムの安定性が損なわれるしたら、それも混合型の選挙制度の本来の趣旨にそぐわないだろう。混合型の選挙制度は、小選挙区多数制と比例代表制を適度に組み合わせることで、政党システムの安定性と代表の衡平性の両方を適度に調和させることを目指しているからである。

シュガルトとヴァッテンベルグは、混合型の選挙制度を全般的に研究するにあたって、こうした政党システムの次元に加え、党の中央組織と地方支部の関係、党幹部と一般党員の関係、それに公職候補者選出の方法などといった政党構造 (party structure) の次元も検討しなければならないと指摘している。3金に代表されるボスによ

る私党に化し、中央組織が地方支部を圧倒し、鶴の一聲によって選挙における党的公認候補指名が左右されてきた韓国の政党構造の軌跡と昨今の政党改革を念頭に置くとき、本来ならば、政党構造の次元も含めて検討しなければならないことは明らかだが、本稿では、ひとまず政党システムの次元に考察を限定する。また、シュガルトとヴァッテンベルグは選挙制度の制度的効果 (consequences) に加え、制度改革の原因 (origins) についても明らかにしなければならないと主張している。ここでも、ひとまず選挙制度の制度的効果に考察を限定する<sup>(8)</sup>。つまり、本稿では、民主化以降韓国の選挙制度である小選挙区比例代表並立制が政党システムに及ぼしてきた制度的効果に焦点を定める。

個別の選挙結果や特定のイシューについての選挙・投票行動研究はかなり蓄積されてきたものの<sup>(9)</sup>、混合型の選挙制度を総体的に評価した研究は驚くほど少ない。これまでに、朴贊郁<sup>(10)</sup>や若畑省二<sup>(11)</sup>による研究があるぐらいである。これらの研究では、選挙制度が政党システムに及ぼしてきた制度的効果に焦点が定められており、基本的に本稿と問題意識を共有しているが、小選挙区多数制と比例代表制の制度的効果がそれぞれ別々に明らかにされておらず、総体としての混合型の選挙制度の制度的効果だけが扱われている。そのため、両方の制度の長所を結合させるという混合型の選挙制度をその趣旨に則してきちんと評価することができない。両者を結合させるのは「二つの世界のベストの組み合わせ」のためとされるが、場合によっては「二つの世界のワーストの組み合わせ」になっているかもしれない。それを見極めるには、まずはそれぞれ別々に制度的効果を明らかにした上で、総体としての混合型の選挙制度の制度的効果を問うべきだろう。

## 2. 選挙制度の変遷

ここでは、まず、民主化以降の韓国の選挙制度の変遷を解説する。民主化以降、基本的には小選挙区比例代表並立制という選挙制度の枠組みが維持されてきているが、主として比例区の議席配分

の仕方や地域区と比例区の議席の比率を中心にして細部(details)は何度か変わった。それらの変化を中心に選挙制度の変遷を表にしてまとめよう(表1を参照)。

比例区の議席配分にあたって、第13代総選挙では、第1党が地域区で過半数の議席を獲得した場合には、各政党の議席率に応じて比例議

席を配分し、第1党が地域区で過半数の議席を獲得できない場合には、まず第1党に比例区の議席(75)の過半数の38議席を配分し、残りの37議席を残りの各政党の地域区における議席率に応じて配分した。第14代総選挙でも、基本的には第13代と同様に、地域区における各政党の議席率に応じて比例区の議席が配分されたが、第1党に対するボーナスがなくなり、進入障壁が多少緩和された。第15代総選挙と第16代総選挙では、比例区の議席の配分は地域区における各政党の議席率ではなく得票率に応じて行われるようになった。第17代総選挙では、憲法裁判所による違憲判決(2001.7.19)<sup>(12)</sup>が契機になって1人2票制が導入され、候補者に対する投票とは別に政党に対する投票が実施されるようになり、その得票率に応じて比例区の議席が配分されるようになった。

比例区の議席の配分方式としては、初めて比例代表制が導入された第3共和国以来、ヘア式の最大剩余方式(Largest Remainder-Hare)が一貫して用いられている。どの配分方式であれ、大政党には有利に、小政党に不利にならざるをえないということが理論的にも実証的にも確認されているが、ヘア式は、日本で用いられているドント式、サン・ラゲ式、ドループ式などの他のどの方式よりも、小政党に最も不利でない配分方式として知られている<sup>(13)</sup>。また、名簿は拘束型で、全国単

表1

総選挙 (年度)	票の数	層(tier)	議席配分方式	選挙区の 規模(比例 代表議席率)	選挙区の数	議会の規模	進入障壁
13 (1988)	1 List	Nominal LR-Hare	相対多数 LR-Hare	1 75 (25.1)	224 1	299	5議席
14 (1992)	1 List	Nominal LR-Hare	相対多数 LR-Hare	1 62 (20.7)	237 1	299	投票率3%、 または5議席
15 (1996)	1 List	Nominal LR-Hare	相対多数 LR-Hare	1 46 (15.4)	253 1	299	同上
16 (2000)	1 List	Nominal LR-Hare	相対多数 LR-Hare	1 46 (16.8)	227 1	273	同上
17 (2004)	2 List	Nominal LR-Hare	相対多数 LR-Hare	1 56 (18.7)	243 1	299	同上

位で作成され、全国単位で議席が配分される。選挙区の規模は46から75で、全議席に占める比例区の議席の比率は、第13代から第15代にかけて下がったが、第16代から第17代にかけて高まっている。

以上、概観してきたように、比例区の議席配分の仕方や地域区と比例区の議席の比率は何度か変わったものの、民主化以降、小選挙区比例代表並立制という選挙制度の基本的な枠組みは維持されてきた。

### 3. 歴代の選挙結果

ここでは、歴代の選挙結果を概略する。邦語では体系的な利用が可能になっていないデータであるため、煩雑さを恐れず、あえて全て記載することにしたい。なお、本来であれば、選挙過程についても一緒に言及すべきだが、紙面の都度上、割愛する。表2から表6では、第13代総選挙から今回の第17代総選挙における主要政党の得票率、地域区議席数、比例区議席数、総議席数、地域区での議席率、全体での議席率、地域区でのボーナス率、地域区での利益率、全体でのボーナス率、全体での利益率のそれぞれが順に示されている(表2から表6を参照)。なお、一定の基準を満たさない群小政党と無所属候補は無視した<sup>(14)</sup>。

表2

第13代総選挙	民政党	平民党	民主党	共和党
得票率 A	34.0	19.3	23.8	15.6
地城区議席数 B	87	54	46	27
比例区議席数 C	38	16	13	8
総議席数 B+C	125	70	59	35
議席率(地城区) D	38.8	24.1	20.5	12.1
議席率(全体) E	41.8	23.4	19.7	11.7
ボーナス率(地城区) D-A	4.4	4.8	-3.3	-3.5
利益率(地城区) D/A	1.14	1.25	0.86	0.78
ボーナス率(全体) E-A	7.8	4.1	-4.1	-3.9
利益率(全体) E/A	1.23	1.21	0.83	0.75

表3

第14代総選挙	民自党	民主党	国民党
得票率 A	38.5	29.2	17.4
地城区議席数 B	116	75	24
比例区議席数 C	33	22	7
総議席数 B+C	149	97	31
議席率(地城区) D	48.9	31.6	10.1
議席率(全体) E	49.8	32.4	10.4
ボーナス率(地城区) D-A	10.3	2.4	-7.3
利益率(地城区) D/A	1.27	1.08	0.58
ボーナス率(全体) E-A	11.3	3.2	-7.0
利益率(全体) E/A	1.29	1.11	0.59

この表だけでも、選挙制度の制度的な効果についてある程度のことが分かる。一般に、それぞれの表における(D-A)やD/Aは小選挙区多数制に伴う不均等性を表す指標の一つであるとされる。どの選挙結果について検討しても、大政党には有利に、かつ同時に、小政党には逆に不利な結果が出ていることが分かる。大政党は得票率以上の議席数を獲得し、小政党は得票率以下の議席数を獲得するのは、小選挙区多数制に一般的に見られる現象である。制度の特性上、不均等性は小選挙区多数制に内在的である。

また、過去5回の総選挙において、過半数の票を獲得した政党が一度も存在しないため、得票率によって院内過半数が成立する頻度(frequency of legislative majority)は0である。今回、第17代総選挙においてウリ党が過半数の議席をは

じめて獲得したため、選挙工学的に院内過半数が成立する頻度(frequency of manufactured majority)は計5回のうち1回なので0.2である。

#### 4. 小選挙区比例代表並立制の制度的効果

##### —比例代表制の場合

選挙制度が政党システムに及ぼす制度的効果を検討する上で、本稿が注目するのは、政党システムの安定性と代表の平衡性の2点である。政党システムの安定性は、一般に、有効選挙政党数(effective number of elective parties)<sup>(15)</sup>と有効議会政党数(effective number of legislative parties)<sup>(16)</sup>で測定される。有効議会政党数が一定の範囲に収まっていることが政党システムの安定にとって欠かせないと考えられている。他方、代表の平衡性は、一般に、不均等指数(disproportionality index)で測定される。この値が大きければ大きいほど不均等ということであり、代表の平衡性という観点からは望ましくないとされる。本稿でも、選挙制度が政党システムに及ぼす制度的効果を計量的に明らかにするために、これらの指標を用いる。本稿が先行研究と異なるのは、小選挙区多数制と比例代表制の制度的効果をそれ別々に明らかにした上、総体としての混合型の選挙制度の制度的効果を明らかにしようとする点である。

有効選挙政党数と有効議会政党数の測定には、最も一般的なラクソニタゲペラの方法<sup>(17)</sup>を用いた。不均等指数の測定には最小二乗指数(least square index)<sup>(18)</sup>を用いた。歴代の選挙結果についてそれぞれの値を測定すると、表7のようになる(表7を参照)。

この表から読みとれることを確認しよう。まず第1に、地城区と比例区の違いを問わず、有効選挙政党数よりも有効議会政党数の方が小さいという点である。これは選挙制度の機械的効果(mechanical effects)の一つであり、あらゆる選挙制度には選挙(vote)から院内進出(seat)にかけて政党の数を減らす効果が伴うことを意味している。通常、比例区の場合よりも大量の死票の発生が不可避な地城区の場合の方が、有効選挙

政党数と有効議会政党数の差が大きい。ところが、第13代と第14代に限って言うと、むしろ比例区の場合の方が、両者の差が大きい。

第2に、全般的に、地域区はもちろんのこと比例区においても、不均等指数がかなり高いという点である。その中でも顕著なのは、第13代と第14代のそれぞれ比例区における値である。通常、比例区における不均等指数は小選挙区のそれよりも低くなるはずであるが、ここでは、地域区よりもむしろ高くなっている。それに応じて、混合型の選挙制度全体における不均等指数は小選挙区におけるそれよりも高くなっている。つまり、比例代表性との結合によって、小選挙区多数制だけが存在する場合よりも代表の衡平性がむしろ悪化しているわけだが、これは混合型の選挙制度の本末の趣旨に反している。

なぜ、こうした「逸脱事例 (deviation)」が生じたのだろうか。第2節で見たように、第14代までは、比例区の議席は地域区における各政党の得票率ではなく議席率に応じて配分されていた。さらに、第13代においては、第1党に対するボーナスまで存在していた。そのため、比例代表制は小選挙区多数制に伴わざるをえない不均等性を是正する効果 (corrective effects) どころか、むしろ悪化させる効果 (aggravating effects) を及ぼしたの

である。また、第15代以降、比例代表制は小選挙区多数制に伴う不均等性を是正する効果を多少なりとも及ぼしていることも分かる。これらのことを見るために次のようなシミュレーションを行う。

第1に、第16代総選挙で用いられた比例議席の配分の仕方にしたがって、第13代総選挙と第14代総選挙のそれぞれの結果に応じて比例議席を配分する。第2に、第13代総選挙と第14代総選挙で用いられた比例議席の配分の仕方にしたがって、第15代総選挙と第16代総選挙のそれぞれの結果に応じて比例議席を配分する。そ

表4

第15代総選挙	新韓国党	国民會議	自民連	民主党
得票率 A	34.8	25.5	16.3	11.3
地域区議席数 B	121	66	41	9
比例区議席数 C	18	13	9	6
総議席数 B+C	139	79	50	15
議席率(地域区) D	47.8	26.1	16.2	3.6
議席率(全体) E	46.5	26.4	16.7	5.0
ボーナス率(地域区) D-A	13.0	0.6	-0.1	-7.7
利益率(地域区) D/A	1.37	1.02	0.99	0.32
ボーナス率(全体) E-A	11.7	0.9	0.4	-6.3
利益率(全体) E/A	1.34	1.04	1.02	0.44

表5

第16代総選挙	ハンナラ	民主党	自民連	国民党
得票率 A	39.0	35.9	9.8	3.2
地域区議席数 B	112	96	12	1
比例区議席数 C	21	19	5	1
総議席数 B+C	133	115	17	2
議席率(地域区) D	49.3	42.3	5.3	0.4
議席率(全体) E	48.7	42.1	6.2	0.7
ボーナス率(地域区) D-A	10.3	6.4	-4.5	-2.8
利益率(地域区) D/A	1.26	1.18	0.54	0.11
ボーナス率(全体) E-A	9.7	6.2	-3.6	-2.5
利益率(全体) E/A	1.25	1.17	0.63	0.19

表6

第17代総選挙	ウリ党	ハンナラ	民労党	民主党	自民連
得票率(候補者投票) A (政党投票) (A')	41.9 (38.3)	37.9 (35.8)	4.3 (13.0)	7.9 (7.1)	2.6 (2.8)
地域区議席数 B	129	100	2	5	4
比例区議席数 C	23	21	8	4	0
総議席数 B+C	152	121	10	9	4
議席率(地域区) D	53.1	41.2	0.8	2.1	1.6
議席率(全体) E	50.8	40.5	3.3	3.0	1.3
ボーナス率(地域区) D-A	11.2	3.3	-3.5	-5.8	-1.0
利益率(地域区) D/A	1.27	1.09	0.19	0.27	0.62
ボーナス率(全体) E-A (E-A')	8.9 (12.5)	2.6 (4.7)	-1.0 (-9.7)	-4.9 (-4.1)	-1.3 (-1.5)
利益率(全体) E/A (E/A')	1.21 (1.33)	1.07 (1.13)	0.77 (0.25)	0.38 (0.42)	0.5 (0.46)

出典(表2-6):中央選挙管理委員会の歴代選挙情報システム  
(<http://home.nec.go.kr:7070/sinfo/sinfo.htm>)に基づき、筆者が作成した。

表7

総選挙(実施年度)	有効選挙政党数	有効議会政党数	不均等指数
13(1988) 地域区	4.3	3.8	5.9
比例区	4.3	2.9	13.2
混合	—	3.5	7.3
14(1992) 地域区	3.8	2.9	9.1
比例区	3.8	2.4	12.1
混合	—	2.7	9.8
15(1996) 地域区	4.4	3.1	10.7
比例区	4.4	3.5	4.5
混合	—	3.3	9.6
16(2000) 地域区	3.4	2.4	9.1
比例区	3.4	2.6	6.2
混合	—	2.4	8.8
17(2004) 地域区	3.0	2.2	9.6
比例区	3.4	3.0	3.2
混合	—	2.4	7.5*

注: 他との一貫性のため、政党に対する投票ではなく、地域区における候補者に対する投票に基づいて算出した。政党に対する投票を用いる場合、12.1となる。

表8

シミュレーション (実際の値との差)	有効選挙政党数	有効議会政党数	不均等指数
13代(16代方式) 比例区	4.3	3.7 (+0.8)	2.6 (-10.6)
混合	—	3.8 (+0.3)	4.6 (-2.7)
14代(16代方式) 比例区	3.8	2.8 (+0.4)	6.3 (-5.8)
混合	—	2.9 (+0.2)	8.0 (-1.8)
15代(13代/14代方式) 比例区	4.4	2.8 (-0.7)	12.0 (+7.5)
混合	—	3.0 (-0.3)	10.9 (+1.3)
16代(13代方式) 比例区	3.4	2.3 (-0.3)	10.0 (+3.8)
混合	—	2.3 (-0.1)	9.5 (+0.7)
16代(14代方式) 比例区	3.4	2.3 (-0.3)	10.2 (+4.0)
混合	—	2.3 (-0.1)	9.5 (+0.7)

それぞれ、そのときの有効議会政党数と不均等指数を測定し、整理して表にまとめると次のようになる（表8を参照）。なお、1人2票制が導入された第17代総選挙については、そもそも投票の仕方（ballot system）が異なると有権者の投票行動も変わってくるので、同様にはシミュレーションできないため除外した。ここでは、あくまでも比例代表制の制度的効果の中でも機械的効果だけ

に焦点をあてている。

第1の類型のシミュレーションでは、一様に、比例区においても混合型全体においても、有効議会政党数が増加し、不均等指数が下がった。第2の類型のシミュレーションでは、一様に、比例区においても混合型全体においても、有効議会政党数が減り、不均等指数が上がった。

韓国の有権者間では、長い間、比例代表制は「全国区制」として知られていたが、それは第1党である大統領所属党をはじめとする大政党に地域区での議席に加えてさらに不当に多い議席を配分する「非合理な制度」として認識されてきた。実際、初めて比例代表制が導入された第3共和国以来第5共和国にかけて歴代の総選挙の結果を分析してみると、全国区制の存在によって代表の平衡制が改善されるどころかむしろ悪化した場合がほとんどだった<sup>(19)</sup>。民主化以降も、少なくとも第14代総選挙までは、比例代表制は小選挙区多数制に伴う高い不均等性を是正するどころか、むしろ悪化させる効果を及ぼす選挙制度だった。第15代総選挙以降は、地域区だけしか存在していない場合よりも、混合型全体としてみた場合、不均等性が是正されつつあることが分かる。ただ、その効果は、元々比例区の議席数が絶対的に小さく、全議席に占める比例区の議席率も小さいため、限られている。とはいえ、とりわけ民労党の例に顕著に見られるように、第17代総選挙において初めて導入された1人2票制によって、不均等性が今後画期的に是正される端緒が開かれた。

## 5. 小選挙区比例代表並立制の制度的効果 ——小選挙区制の場合

政治学における唯一の法則と称されることの多いデュヴェルジェの法則（Duverger's law）は、長い間、小選挙区制は2大政党制を、比例代表制は多党制を導くというように、選挙制度と全国次元の政党システムの問題として理解されてきた<sup>(20)</sup>。表7からも分かるように、民主化以降混合型の選挙制度における小選挙区の部分だけを別に検討すると、有効議会政党数が次第に2に収斂してきている傾向が明らかである。特に、第17代総選挙の結果、有効議会政党数は2.2であり、

事実上、ウリ党と  
ハンナラ党による  
2大政党制が成立  
したように見える。  
ここで注意すべき  
なのは、全国次元  
で有効議会政党数  
が2に収斂してい

るからといって、各選挙区の次元でも有効候補者数が2に収斂していると即座に両方の次元をつなげて考えてはならないという点である。方法論的に、生態学的誤謬 (ecological fallacy) の問題を警戒しなければならない<sup>(21)</sup>。

近年、リードやコックスなどの研究によって、デュヴェルジエの法則とは、各選挙区ごとにM人を選出するとすると候補者数が次第にM+1人に収斂していくというように、選挙制度と各選挙区の次元における候補者数の問題として理解されなければならないと言われている。小選挙区の場合、M=1なので、候補者数は2(1+1)に収斂していくものと考えられる。

例えば、リード<sup>(22)</sup>によると、選挙制度が小選挙区比例代表並立制へと変更されて以来実施された2度の選挙結果について、小選挙区の部分だけ別に実証的に分析したところ、イタリアではデュヴェルジエの法則が各選挙区の次元で確認されつつあるという。各選挙区の次元でデュヴェルジエの法則が機能しているかどうかを計量的に測定するために、リードは次の4つの指標を用いた。第1に、票の集中度である。1位候補者（当選者）の得票率と2位候補者（次点者）の得票率の和で求める。第2に有効候補者数 (effective number of candidates : LT) である。有効選挙政党数と同様にして求める<sup>(23)</sup>。第3に、モリナー<sup>(24)</sup>を修正してリードが独自に提示している有効敗北候補者数 (effective number of losing candidates) である。LT\*[(Σvi²)-v 1²/Σvi²] で求める。第4に、永山正男<sup>(25)</sup>を紹介しながらリードは次のような三角形を提示している（図1を参照）。

永山＝リードによると、1位候補者の得票率と2位候補者の得票率の組み合わせは、必ず、この

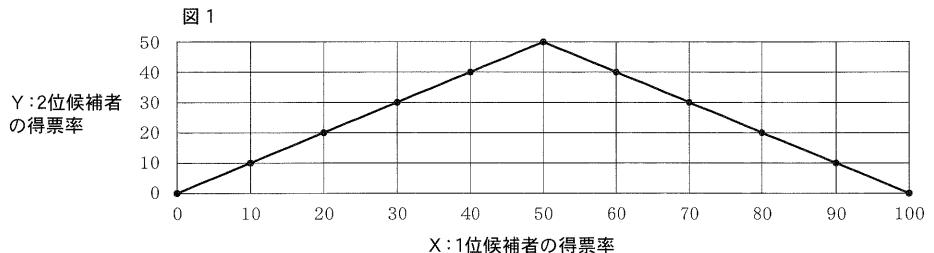


表9

総選挙	票の集中度	有効候補者数	有効敗北候補者数	二極指数	全国次元における有効選挙政党数(有効議会政党数)
13	0.79 (0.15)	2.88 (0.88)	1.23 (0.81)	23.69(10.48)	4.3 (3.8)
14	0.80 (0.11)	2.76 (0.64)	1.12 (0.64)	21.83 (9.11)	3.8 (2.9)
15	0.75 (0.12)	3.08 (0.91)	1.28 (0.80)	25.83(10.10)	4.4 (3.1)
16	0.83 (0.11)	2.58 (0.61)	0.96 (0.59)	21.08(12.41)	3.4 (2.4)
17	0.86 (0.09)	2.56 (0.45)	0.97 (0.41)	16.63 (7.84)	3.0 (2.2)

注：平均値を表示。括弧内は標準偏差。

三角形の内部に位置する。さらに、リードは次のような二極 (bipolar) 指数を提示している。

$$\sqrt{(x-50)^2 + (y-50)^2} \quad (x, y) = (1\text{位候補者の得票率}, 2\text{位候補者の得票率})$$

この値は、1位候補者の得票率と2位候補者の得票率の組み合わせ地点(x,y)と三角形の頂点(50,50)との距離を表している。リードによれば、デュヴェルジエの法則が各選挙区の次元で機能していれば、票の集中度は1へ、有効候補者数は2へ、有効敗北候補者数は1へ、二極指数は0へと、それぞれ収斂していくはずである。

韓国における第13代総選挙から第17代総選挙まで5度にわたる総選挙の結果について、それぞれ各選挙区の次元で、票の集中度、有効候補者数、有効敗北候補者数、二極指数を求め、全国次元での平均値と標準偏差を計算し、整理したのが次の表である（表9を参照）<sup>(26)</sup>。リードが検討したイタリアの事例とは異なって、韓国の場合、総選挙が行われるごとに小選挙区の議席数が増減し、さらに、いわゆる1票の格差に関する司法府の判断にしたがって選挙区の区割りがやり直されているので、どの選挙区がどの方向にどれだけ移動した

かを計量的に分析することはそもそもできない。

この表から、第15代総選挙を除くと<sup>(27)</sup>、総選挙が行われるにしたがって、次第にデュヴェルジェの法則によって予測される方向へと収斂してきていることが確認できた。言い換えると、民主化以降、デュヴェルジェの法則が各選挙区の次元で機能していることが確認できた。要するに、小選挙区制の制度的効果、その中でも心理的な効果(psycho logical effects)によって、有権者は勝てそうにない候補者を支持しようとしなくなり、候補者は勝てそうにない政党から立候補しようとしなくなり、政党は勝てそうにない候補者を立候補させようとしなくなった。たとえ各々の選好は不变であるとしても、一定の制度の下では、有権者も候補者も政党も政治的なアクターはそれなりのインセンティブを与えられ、学習し、それに応じてそれぞれにとって望ましい戦略が変わり、その結果、行動パターンが変わるという点が明らかになった。

残された課題は、デュヴェルジェの法則について各選挙区の次元と全国次元の関係を明らかにすることである。デュヴェルジェの法則は、本来、選挙制度と各選挙区の次元における候補者数に関する命題である。韓国の場合、各選挙区の次元において、この命題は実証されつつある。ここで注意すべきなのは、各選挙区の次元で候補者数が2に収斂していくからといって、全国次元でも政党数が2に収斂していくと即座に両方の次元をつなげて考へてはならないという点である。例えば、Xという地域ではAとBの政党の候補者2名に収斂し、Yという地域ではAとCの政党の候補者2名に収斂し、Zという地域ではAとDの政党の候補者2名に収斂したとする。便宜上、それぞれの地域における議席数を同じとし、選挙における各政党の強さを同じとする。選挙の結果、全国次元では、A・B・C・Dの4つの政党が議席を獲得する。B・C・Dの獲得議席をそれぞれ1すると、Aは3の議席数を獲得することになる。この場合、有効議会政党数は3となり、2よりも大きい。つまり、各選挙区の次元で候補者数が2に収斂していくからといって、全国次元でも政党数が2に収斂していくわけではない。Xを湖南、Yを

嶺南、Zを忠清とし、Aを民政党、Bを平民政、Cを民主党、Dを共和党と置き換えると、第13代総選挙に関する説明となる。このように各地域(市道)ごとに各政党の得票数および議席数に顕著な差が生じる現象を韓国では「地域主義」というが、地域主義の影響によってこれまで全国次元では政党数が2に収斂していかなかったものと考えられる<sup>(28)</sup>。

ところが、最近、全国次元でも有効議会政党数が次第に2に収斂してきている。コックスは、デュヴェルジェの法則について各選挙区の次元と全国次元をつなぐ「選挙区を超えるリンクエージ(cross-district linkage)」について指摘している。それによると、行政権が共有されず一箇所に集中していて、なおかつ、首相であれ大統領であれ、その長が全国単位の相対多数制で選出される場合、その職を目指す政治的野心家たちが全国次元の政治的資源の組織化を試みるので、こうしたリンクエージが強まるという<sup>(29)</sup>。さらに、議会と行政府の長の選出が同時選挙の場合、より強まるともいいう。韓国の場合、国会の任期は4年間、大統領の任期は5年間であり選挙周期が異なる。しかも、総選挙は4月、大統領選挙は12月に実際されるなど、選挙の日程が一致しない。つまり、国会と大統領の選出は非同時選挙である。また、行政権は大統領に集中していて、なおかつ、その職は全国単位の相対多数制で選出されている。コックスの説明通りだと、非同時選挙という要素を除いて、韓国の場合、現行の憲法へと改正され現行の選挙制度が採択されてからは、基本的には一貫して、選挙区を超えるリンクエージが現れやすいはずである。ところが、実際は、金泳三や金大中などの伝統的な政治的野心家たちが退出するにつれて、リンクエージが一層強まりつつあるように見える。コックスの説明に合致しないが、そもそも、コックス自身、デュヴェルジェの法則は基本的に選挙制度と各選挙区の次元における候補者数に関する命題であると断っている<sup>(30)</sup>。

いずれにせよ、地域主義の問題にせよ選挙区を超えるリンクエージにせよ、リードが言及しているカナダの事例<sup>(31)</sup>と同様に、これらは全国次元におけるデュヴェルジェの法則の例外や逸脱という

よりも、むしろデュヴェルジェの法則について各選挙区の次元と全国次元の関係を再照射してくれる格好の事例である。その意味で、韓国における小選挙区制の制度的効果だけを別に研究する意義は高いと言える。

## 6. 結論

最後に、本稿全体を要約しつつ混合型の選挙制度に対する全般的な評価を行い、そこから政党システムの今後の展望にとっての含意を導き出すことにしよう。民主化以降韓国の総選挙は、比例区の議席配分の仕方や地域区と比例区の議席の比率が何度か変わったものの、小選挙区比例代表並立制という選挙制度の基本的な枠組みは維持されてきた。こうした混合型の選挙制度については、最近採用する国の事例が増えるなど、憲法工学的にも学問的にも多くの関心が集まっている。とりわけ、ほぼ同様の選挙制度が衆議院議員選挙において用いられている日本では、韓国の選挙制度に対する関心は高まらざるをえない。そこで、本稿では、混合型の選挙制度の一つとして韓国の事例を捉え、できるだけ体系的かつ総合的に分析することで、比較研究に資すデータを提供することに努めた。

混合型の選挙制度について最も体系的かつ総合的な国際的な比較共同研究をリードしているシュガルトとヴァッテンベルクは、混合型の選挙制度とは小選挙区多数制と比例代表制という「二つの世界のベストの組み合わせ」ではないかという問い合わせを提示している。その上で、この選挙制度を評価するにあたって、制度改革の原因と制度的効果の二つの側面から検討する必要があると指摘している。本稿では、選挙制度が政党システムの安定性や代表の衡平性といった政党システムに及ぼしてきた制度的効果だけに検討を限定したため、そもそも一定の限界を伴わざるを得ないと承知しているが、シュガルトらの研究では収録されていなかった韓国の事例を補完したという意義を有するものと信じたい。

混合型の選挙制度が政党システムに及ぼす制度的効果を見極めるには、まずは小選挙区と比例区

のそれぞれ別々に制度的効果を明らかにした上で、総体としての混合型の選挙制度の制度的効果を問うべきである。そうすることではじめて、各々の選挙制度の「ベストの組み合わせ」なのか、それとも「ワーストの組み合わせ」なのかが分かるからである。

別々に検討した結果、比例区の場合、第14代総選挙までは、比例区の存在によって不均等性がむしろ悪化していることが明らかになった。また、第15代以降は、本来の趣旨通り、比例代表制は小選挙区多数制に伴わざるをえない高い不均等性を是正する効果を及ぼしていることが明らかになった。さらに、小選挙区の場合、各選挙区の次元では、デュヴェルジェの法則が次第に機能していることが確認された。また、全国次元でも、次第に2大政党制が成立しつつあることが確認された。つまり、比例代表制は代表の衡平性を向上させ、小選挙区制は政党システムを安定させるという本来の趣旨に沿って機能しつつあるということである。

このように小選挙区と比例区についてそれぞれ別々に制度的効果が明らかになった以上、ようやく総体としての混合型の選挙制度の制度的効果について評価を下すことができる。そもそも、混合型の選挙制度とは何らかのかたちで小選挙区制と比例代表制を組み合わせることで、政党システムの安定性と代表の衡平性の両方を適度に調和させることを目指している。政党システムの安定性と代表の衡平性をどのように組み合わせるのが適当であるかは、最終的には韓国の有権者の政治的な判断次第であるが、少なくとも理論的には、現行の小選挙区比例代表並立制という選挙制度は、シュガルトらが問い合わせた「二つの世界のベストの組み合わせ」であると言えるだろう。小選挙区制は政党システムの安定性を、比例代表制は代表の衡平性というそれぞれのベストを担保しているからである。

こうした検討に基づいて、政党システムの今後の展望にとっての含意を導いておこう。第17代総選挙の結果成立したウリ党とハンナラ党の2大政党は、今後、保守の2大政党制を形成するのか、それとも、革新の2大政党制を形成するのか。そ

のゆくえは、N次元において構成されうるインセンティブ構造や民労党まで含めた各政党の相対的なポジションやそれに応じたバーゲニング・パワーにかかっているので、理論的には即答できない。ただ、今後、小選挙区では2大政党制が成立する可能性が高いとは言える。比例区では1人2票制の導入により今後ますます代表の衡平制が担保され、小選挙区に伴う不均等性を多少なりとも是正することになるだろう。民労党は、まず間違いなく、比例議席数(56)と全議席数に占める比例区の議席率(18.7%)を増やすことを要求するだろう。そもそも、混合型の選挙制度の中でも、韓国的小選挙区比例代表並立制は比例区よりも小選挙区に過度に片寄っているため、今後、両者のバランスが変わる可能性が高い。おそらく、小選挙区と比例区の議席率については、国会の政治改革委員会の民間諮問機関である汎国民政治改革委員会が第17代総選挙が行われる前に提示し、有権者や専門家、それに市民団体からも一定の支持を得た2:1の比率が、一つの「フォーカル・ポイント<sup>(32)</sup>」になるだろう。その場合、比例区では小政党が生き残り、混合型全体としては、稳健多党制が成立する可能性が高い。

選挙制度について理論的にも実証的にも研究することは重要である。なぜなら、選挙制度は有権者の投票行動や選挙結果の全てを説明することはできないまでも、政治的なアクターにそれなりのインセンティブを与えることで、彼らの戦略を規定し、行動パターンを一定の方向に収斂させる程度には大きな効果を及ぼしているからである。こうしたパターンを理解すれば、政党システムの今後を展望する上でも、かなりの程度合理的に予測することが可能になる。もちろん、選挙制度は変わりうるし、現行の選挙制度自体、ある種の歴史的な産物である。例えば、今回の1人2票制の導入といった選挙制度の変化自体、マクロな歴史的変化と関係していることは言うまでもない。ただ、政治的な制度はインセンティブを媒介にマクロな歴史的变化とアクターによるミクロな行動をつなぐ。すべてのアクターが各々既存の制度を変えようとするインセンティブを持たないとき、その制度は自己拘束的(self-enforcing)になり、持続

する<sup>(33)</sup>。逆に、既存の制度を変えようとするインセンティブを持つアクターが増えれば、その制度は変化する可能性がある。それゆえ、こうした歴史のダイナミズムを明らかにするためには、制度の生成・持続・変化についての理論的かつ実証的な研究が欠かせない<sup>(34)</sup>。本稿では、民主化以降韓国の選挙制度を事例に、制度的効果がその制度本来の趣旨通りに表れている場合、細部に関する修正はあっても、制度の基本的な枠組みは今度も持続されるものと結論づけられた。

- (1) 本稿に対して、編集委員の先生方と査読を引き受けくださいました先生方から有益なコメントを頂戴した。ここに記して、感謝申し上げる。
- (2) 厳密には、盧武鉉大統領は総選挙当時まだ入党していないが、弾劾訴追事由の一つにもなった支持表明を行うなど、実質的には入党しているものとみなして差し支えない。金容浩は、二重の民主的正統性に基づく大統領制下では、本来別様に政府が構成され、別様に民主的正統性が担保されている議院内閣制下（具体的には日本を念頭に置いている）で一般的な与党／野党の概念を借用して、そのまま用いるのは適切でないと主張している。金容浩『韓国政党政治の理解（韓国語）』ナム、2001年、p.97、脚注1を参照。
- (3) 例えば、拙稿「二重の民主的正統性における代理人問題：韓国の盧武鉉大統領弾劾という事例」『現代思想』青土社、2004年10月号、pp.174-197を参照されたい。
- (4) かつてレイプハルトは、選挙区の規模がNの場合、有効進入障壁の暫定値を $75/(N+1)$ の公式で求めることができると試論的ながら提示したことがある。それに従うと、第17代韓国総選挙の場合、比例区の規模は56なので、有効進入障壁は $75/57$ 、すなわち1.32%ということになる。したがって、3%という法定進入障壁は「真の」進入障壁であるといえる。逆に、法定進入障壁を所与として選挙区の規模を計算すると、 $3=75/(N+1)$ で、 $N=24$ となり、実際の56をはるかに下回る。いずれにせよ、3%という法定進入障壁が「真のもの」であることは間違いない。Arendt Lijphart, "The Difficult Science of Electoral Studies: A Commentary on the Critique by Alberto Penades," *Electoral Studies*, 16-1 (1997), p.74. また、直感的にも、比例区の全議席数56に占める1議席の割合である1.79%を上回る最小の自然数は2であるので、3%は「真の」進入障壁であるということが理解できよう。マイケル・ギャラハー（市川美南子訳）『日本とニュージーランドにおける96年選挙制度改革と政治的影響』『レヴァニアサン』22号

- (1998年春号) pp.66-67を参照せよ。
- (5) Matthew Soberg Shugart and Martin P. Wattenberg (eds.), *Mixed-Member Electoral System: The Best of Both Worlds?*, Oxford University Press, 2001.
- (6) Matthew Soberg Shugart and Martin P. Wattenberg, "Mixed-Member Electoral System: A Definition and Typology," pp.9-24; Matthew Soberg Shugart, "'Extreme' Electoral Systems and the Appeal of the Mixed-Member Alternative," pp.25-51; Matthew Soberg Shugart and Martin P. Wattenberg, "Conclusion: Are Mixed-Member Systems the Best of Both Worlds?," pp.571-596; All are in Matthew Soberg Shugart and Martin P. Wattenberg (eds.), *Mixed-Member Electoral System: The Best of Both Worlds?*, Oxford University Press, 2001.
- (7) David M. Farrell, *Electoral Systems: A Comparative Introduction*, Palgrave, 2001, p.115.
- (8) 民主化以降、第13代大統領選挙が実施された後、第13代総選挙の実施を前にして行われた選挙制度改革の原因については、例えば、大西裕「韓国の場合——地域主義とそのゆくえ」梅津實他著『新版比較・選挙政治——21世紀初頭における先進6カ国の選挙』ミネルヴァ書房、2004年、pp.178-180; 朴常勲「韓国地域政党システムの合理的基礎に関する研究——合理的選択理論を通じて見た民主化移行期における有権者の投票行為分析(韓国語)」高麗大学校政治外交学科博士論文、1999年、「付録4 制度変化の政党戦略——88年選挙制度変化分析」p.211-217; David Brady and Jongryn Mo, "Electoral Systems and Institutional Choice: A Case Study of the 1988 Korean Elections," *Comparative Political Studies*, Vol. 24, No. 4 (January 1992), pp. 405-429を参照せよ。
- (9) 例えば、李南永編『韓国の選挙1(韓国語)』ナナム、1993年); 李南永編『韓国の選挙2(韓国語)』ブルンキル、1998年; 趙重斌編『韓国の選挙3(韓国語)』ブルンキル、1999年; 陳英宰編『韓国の選挙4(韓国語)』ブルンキル、2002年; 陳英宰編『韓国の選挙制度1(韓国語)』韓国社会科学データセンター、2002年; 康元澤『韓国の選挙政治——理念・地域・世代・メディア(韓国語)』ブルンキル、2003年、などが代表的な研究成果であろう。
- (10) Chan Wook Park, "The Rules of the Electoral Game for the National Assembly in Democratic Korea: A Comparative Perspective," ソウル大学校韓国政治研究所『韓国政治研究』第11集第1号(2002年2号) pp.167-195.
- (11) 若畠省二「韓国の並立制の評価と課題」2003年度日本選挙学会研究大会報告原稿
- (12) 鄭然宙「1人1票国会議員選挙制度の違憲性:憲裁2001.7.19, 2000憲マ91, 112, 134事件に関連して(韓国語)」『憲法論叢』第13集(2002年)、憲法裁判所のホームページ(<http://www.ccourt.go.kr/download/ha13jyj.hwp>)からダウンロードできる。
- (13) Arendt Lijphart, *Electoral Systems and Party Systems: A Study of Twenty-Seven Democracies, 1945-1990*, Oxford University Press, 1994 ch. 7.
- (14) 群小政党については、得票率あるいは議席率の0.5%という一般に用いられている基準を採用した。無所属候補については、本来、韓国では、選挙・投票行動研究の対象となったヨーロッパ諸国とは異なり、無所属候補の当選者が比較的多いことを勘案する必要があるが、ここでは、指數算出法の妥当性も含めて、一般的な基準に基づく他の事例との比較を可能にすることを重視し、無所属候補の影響はあえて一律的に無視することにした。あえて考慮しようとすれば、例えば、崔章集は、後に示す(脚注15から17を参照)ラクソニタゲペラの式を修正し、 $p/\Sigma vi^2$  ( $p$ は0.5%以上の得票率を確保した諸政党の投票率の合計、 $vi$ は各政党の投票率)という式を提示している。崔章集『韓国の政治制度と政党システムの変動(韓国語)』1998年度韓国政治学会報告原稿。
- (15)  $1/\Sigma vi^2$ ,  $vi$ は各政党の得票率。
- (16)  $1/\Sigma si^2$ ,  $si$ は各政党の議席率。
- (17) Marku Laakso and Rein Taagepera, "Effective Number of Parties: A Measure with Application to West Europe," *Comparative Political Studies*, Vol. 12, No. 1 (January 1979), pp.3-27.
- (18) Michael Gallagher, "Proportionality, Disproportionality and Electoral Systems," *Electoral Studies*, Vol. 10, No. 1 (1991), pp.33-51. 具体的には次の式に基づいて算出する。  

$$\sqrt{1/2 * \sum (vi - si)^2}$$
  $vi$ は各政党の得票率、 $si$ は各政党の議席率である。
- (19) 例えば、金容浩「国会議員選挙制度の政治的効果」金容浩、前掲書、pp.357-375を参照せよ。
- (20) Maurice Duverger, "Duverger's Law: Forty Years Later," Bernard Grofman and Arend Lijphart (eds.), *Electoral Laws and Their Political Consequences*, Agathon Press, 1986, pp.69-84.
- (21) W.S. Robinson, "Ecological Correlations and the Behavior of Individuals," *American Sociological Review*, Vol. 15 (1950), pp.351-357; Christopher H. Achen and W. Phillips Shiverly, *Cross-Level Inference*, University of Chicago Press, 1995.
- (22) Steven R. Reed, "Duverger's Law is Working in Italy," *Comparative Political Studies*, Vol. 34, No. 3 (April 2001) pp.312-327.
- (23)  $LT = 1/\Sigma vi^2$ ,  $vi$ は各候補者の得票率。

- (24) Juan Molinar, "Counting the Number of Parties: An Alternative Index," *American Political Science Review*, 85(1991), pp.1383-1392.
- (25) 永山正男「小選挙区の過去と現在」日本政治学会年次研究大会、1997年9月4～6日
- (26) なお、それぞれの値を各総選挙ごとに図にして整理すると、各市道別に偏りがあることが分かるが、ここでは、全般的な傾向の把握に努めた。市道別に別に整理し直すと、民主化以降の選挙の特徴の一つである地域主義について、これまでよりもミクロな次元から再照射することができると考えるが、別稿に譲りたい。
- (27) 逸脱事例としてその理由を別にきちんと解明しなければならない。ここでは、ひとまず、第15代総選挙には、大統領所属党の新韓国党、総選挙の前年にそこから分裂した金鍾泌が率いる自民連、第14代大統領選挙敗北後、一時政界を引退していた金大中が政界に復帰し結成した国民会議、それに、国民会議に合流しなかった民主党の4つの政党に加え、競争力のある無所属候補が数多く参入した点を指摘するだけにとどめたい。
- (28) 詳しくは、例えば、大西裕、前掲論文；李甲允『韓国の選挙と地域主義（韓国語）』オルム、1998年を参照せよ。
- (29) Gary W. Cox, *Making Votes Count: Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*, Cambridge University Press, 1997, pp.181-202
- (30) 最近、選挙区を超えるリンクエージを計量する新しい方法論が提示されている。Johannes Moenius and Yuko Kasuya, "Measuring Party Linkage across Districts: Some Party System Inflation Indices and their Properties," *Party Politics*, forthcoming, also available at <http://homepage3.nifty.com/yuko-kasuya/PartyPoliticsArticle.pdf>. こうした試みを韓国の事例において適用していくことで、これまで特殊韓国的なものとして論じられてきた地域主義について、他の事例との比較の中から新しい像が見えてくるものと思われる。本格的な論考は別稿に譲りたい。
- (31) Brian Gaines, "Duverger's law and the meaning of Canadian Exceptionalism," *Comparative Political Studies*, 32 (1999), pp.835-861.
- (32) 「フォーカル・ポイント (focal point)」とは、他のアクターがどのように行動するかについて自分が持っている期待と、自分がどのように行動するかについて他のアクターが持っている期待が収斂していく手がかりになるもののことである。
- (33) Barry R. Weingast, "Democratic Stability as a Self-Enforcing Equilibrium," in Albert Breton, Gianluigi Galeotti, Pierre Salmon and Ronald Wintrobe (eds.), *Understanding Democracy: Economic and Political Perspectives*, Cambridge University Press, 1997, pp.11-46.
- (34) 河野勝『制度』東京大学出版会、2002年。